令和８年（フ）第１４９２号
千葉県市川市柏井町１丁目1995番地　（ベルウッド参番館103号）
債務者　皆川　篤也
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５４０号
千葉県習志野市秋津４丁目３番４号
債務者　二宮　浩代
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５４２号
千葉県市川市市川３丁目５番15号　（三ツ輪ハイツ101）
債務者　山口あけ美
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５５７号
千葉県市川市若宮３丁目53番３号　（若松コーポ103号）
債務者　鈴木　正夫
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１５８６号
千葉市中央区道場北２丁目16番１―603号
債務者　根本　隆之
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６０１号
千葉県市川市曽谷１丁目27番32号（サンライズハウスＡ―105号）
債務者　宮本莉恵こと　趙　　莉恵（チョウイヘイ）
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６０２号
千葉県習志野市藤崎６丁目18番10号
債務者　佐々木政徳
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６６５号
千葉市中央区蘇我４丁目11番16号　メゾン・ド・フローラ202号
債務者　佐原　裕美
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６８０号
千葉市花見川区朝日ケ丘３丁目17番８号　藤和ライブタウン新検見川109号
債務者　猿渡　　光
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６８１号
千葉市花見川区朝日ケ丘３丁目17番８号　藤和ライブタウン新検見川109号
債務者　猿渡富美香
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６９０号
千葉県船橋市習志野台７丁目９番15号　レオネクストプラム204号、住民票上の住所兵庫県明石市松の内１丁目３番地の11　ライオンズマンション西明石第２―307号
債務者　上野　龍生
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１６９９号
千葉県船橋市咲が丘１丁目１番９号　パピオン102号
債務者　瀬川　恭平
1　決定年月日時　令和８年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７１９号
千葉県船橋市前原西２丁目６番３号　前原ファーストハイツ101号
債務者　河森　宙丸
1　決定年月日時　令和８年10月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７２３号
千葉県八千代市大和田新田266番地25　プレミール201号
債務者　大倉　麻美
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７２６号
千葉市稲毛区宮野木町1847番地５　あいの木
債務者　東島　伸幸
1　決定年月日時　令和８年11月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（フ）第１７３１号
千葉県八千代市勝田台１丁目31番地２　大野マート201号
債務者　きむおんちゃこときむおんぢゃこときむもとここと　ＫＩＭ　ＷＯＮＪＡ　金　元子
1　決定年月日時　令和８年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和９年１月４日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係